

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	農林水産省
	☒ 県	担当部局	農政部
	☐ その他	名 称	
件名	16 中山間地域等直接支払交付金の次期対策への継続に伴う各協定での繰越金について		
提案市	伊那市		
提案要旨	中山間地域等直接支払交付金は、高齢化が進み条件不利な中山間地域の農地を維持し、農業を継続させるためになくってはならない施策である。5年間の対策が令和2年度から第5期に切り替わるが、第4期対策で、協定に基づいて支出した交付金に残額が出た場合、最終的にその残額を個人配分し、繰越金を0とするよう国、県から指導された。 繰越金が0では、次年度の上半期の活動ができないので、対策初年度の経常的な農業生産活動等を継続するための費用を繰り越しできるよう、制度の改善を要望する。		
提案理由	各協定の役員に対し説明会を開催したところ、繰越金が0では、草刈り、水路の保全など次年度の上半期の活動ができないなど意見が続出した。 自分たちの集落の農地・農業を守ろうと大変苦勞している農家、役員に、交付金が交付されるまでの間、協定参加者の立替、抛出等で対応をお願いしたいというのは酷な話であり、現場の意見をお汲み取りいただきたい。		
現況及び課題等	第5期対策では、遡及返還措置の見直し、事務負担の軽減、交付単価の要件や加算の見直しなど、中山間地域の実情に配慮された見直しが行われており、一定の理解を得られている。 例年、現地確認後、交付金の概算払いは10月頃行っているが、令和2年度は新対策となることから、もう少し遅くなるのではないと見込んでいる。 本交付金は、中山間地域にとって大変ありがたい制度であるが、高齢化、人口減少が進み、現場では農地・農業の継続が年々困難になってきている。役員も第1期対策から20年同じ方という集落も多く、本市では、第3期から第4期に移行する際、主に高齢化を理由として64協定中11協定が継続できなかった。本市としても、できるだけ現状の協定を継続してもらい、さらに新規協定も増やし、中山間地の農業を守っていきたい。		
法令関係	中山間地域等直接支払交付金実施要領		